資料６

市民意見集

１．市民意見集の位置づけ

本意見集は、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」の基本理念である『だれもが安心して過ごせるまちづくり』の実現を目指し、バリアフリーに関連する市民意見を一覧表に整理したものです。

この市民意見は、特定事業者等からの要請があった場合において開催される意見交換等での意見であり、本市は参加者の調整を行うなど、実施に向けた支援を行います。

茅ヶ崎市や関係施設等で情報を共有し、施設の新設・改修等を行う際には、「神奈川県福祉のまちづくりガイドブック」や各移動等円滑化ガイドラインとあわせて本意見集を参考にしていただくことで、市民意見に配慮した計画・設計・運用を推進します。

２．市民意見集の構成

市民意見集は、「神奈川県福祉のまちづくりガイドブック」の目次にあわせ、適宜ガイドブックを参照できるような構成とします。

＜市民意見集　表紙＞

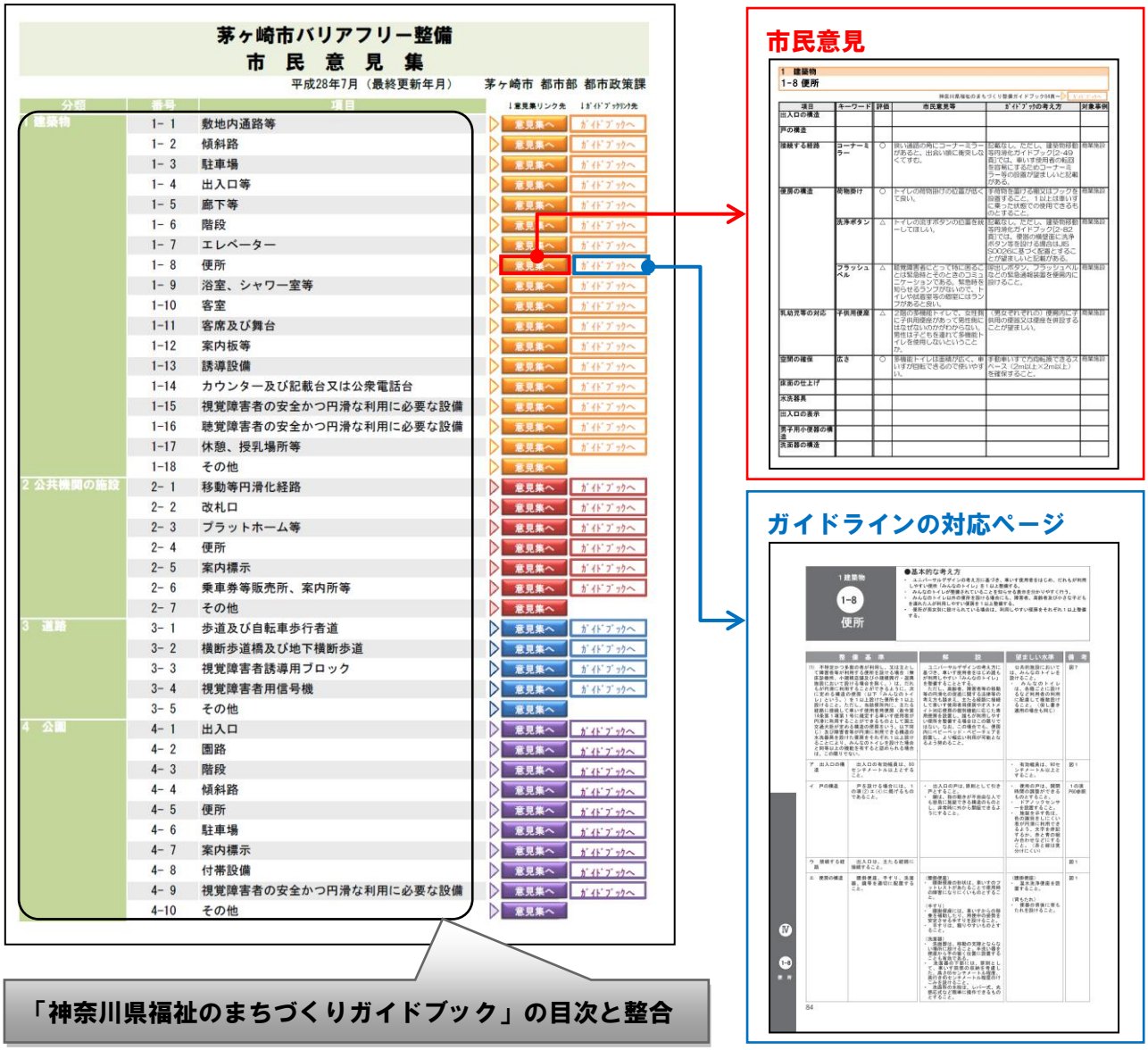

茅ヶ崎市バリアフリー整備
市　民　意　見　集

平成28年7月（最終更新年月）　　茅ヶ崎市 都市部 都市政策課

分類	番号	項目	↓意見集リンク先	↓ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸﾘﾝｸ先
1 建築物	1- 1	敷地内通路等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 2	傾斜路	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 3	駐車場	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 4	出入口等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 5	廊下等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 6	階段	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 7	エレベーター	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 8	便所	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1- 9	浴室、シャワー室等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-10	客室	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-11	客席及び舞台	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-12	案内板等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-13	誘導設備	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-14	カウンター及び記載台又は公衆電話台	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-15	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-16	聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-17	休憩、授乳場所等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	1-18	その他	意見集へ	
2 公共機関の施設	2- 1	移動等円滑化経路	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	2- 2	改札口	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	2- 3	プラットホーム等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	2- 4	便所	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	2- 5	案内標示	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	2- 6	乗車券等販売所、案内所等	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	2- 7	その他	意見集へ	
3　道路	3- 1	歩道及び自転車歩行者道	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	3- 2	横断歩道橋及び地下横断歩道	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	3- 3	視覚障害者誘導用ブロック	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	3- 4	視覚障害者用信号機	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	3- 5	その他	意見集へ	
4　公園	4- 1	出入口	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 2	園路	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 3	階段	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 4	傾斜路	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 5	便所	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 6	駐車場	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 7	案内標示	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 8	付帯設備	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4- 9	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	意見集へ	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸへ
	4-10	その他	意見集へ	

1　建築物

1-8 便所

神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック84頁～ ガイドブックへ

項目	キーワード	評価	市民意見等	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸの考え方	対象事例
出入口の構造					
戸の構造					
接続する経路	コーナーミラー	○	狭い通路の角にコーナーミラーがあると、出会い頭に衝突しなくてすむ。【高齢者】	記載なし。ただし、建築物移動等円滑化ガイドブック[2-49頁]では、車いす使用者の転回を容易にするためコーナーミラー等の設置が望ましいと記載がある。	商業施設
便房の構造	荷物掛け	○	トイレの荷物掛けの位置が低くて良い。【全体】	手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。１以上は車いすに乗った状態での使用できるものとすること。	商業施設
	洗浄ボタン	△	トイレの流すボタンの位置を統一してほしい。【視覚障害】	記載なし。ただし、建築物移動等円滑化ガイドブック[2-82頁]では、便器の横壁面に洗浄ボタン等を設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましいと記載がある。	商業施設
	フラッシュベル	△	聴覚障害者にとって特に困ることは緊急時とそのときのコミュニケーションである。緊急時を知らせるランプがないので、トイレや試着室等の個室にはランプがあると良い。【聴覚障害】	呼出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便房内に設けること。	商業施設
乳幼児等の対応	子供用便座	△	２階の多機能トイレで、女性側に子供用便座があって男性側にはなぜないのかがわからない。男性は子どもを連れて多機能トイレを使用しないということか。【全体】	（男女ぞれぞれの）便房内に子供用の便器又は便座を併設することが望ましい。	商業施設
空間の確保	広さ	○	多機能トイレは面積が広く、車いすが回転できるので使いやすい。【身体障害】	手動車いすで方向転換できるスペース（2m以上×2m以上）を確保すること。	商業施設
床面の仕上げ					
水洗器具					
出入口の表示					
男子用小便器の構造					
洗面器の構造					

項目	キーワード	評価	市民意見等	ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸの考え方	対象事例
その他	**照明**	△	２階の多機能トイレはやや暗く感じた。【全体】	記載なし。ただし、建築物移動等円滑化ガイドブック[2-82頁]では、十分な照度を確保することが望ましいと記載がある。	商業施設
	心のバリアフリー	△	多機能トイレには、知的障害の男の子と母親も入るが、はたから見て健常な人に見えるため、一般の方に「普通の人なのに使用する」と批判されることも多い。「色々なニーズがあり、外から見て分からない障がいの方もいます」とコメントが貼ってあるとありがたい。【知的障害】	記載なし。	商業施設
	触知図 点字案内板 音声	△	トイレ前の触知案内図とあわせて音声案内があると良い。【視覚障害】	⇒1-12　案内板等 建物内やエレベーター、トイレの配置等を触知図又は点字案内板や音声等により視覚障害者に示すための設備を設けること。	商業施設

※評価：○良い点、△改善が必要だと感じた点

1 建築物

1-8 便所

●基本的な考え方

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ、だれもが利用しやすい便所「みんなのトイレ」を１以上整備する。
- みんなのトイレが整備されていることを知らせる表示を分かりやすく行う。
- みんなのトイレ以外の便所を設ける場合にも、障害者、高齢者及び小さな子どもを連れた人が利用しやすい便房を１以上整備する。
- 便所が男女別に設けられている場合は、利用しやすい便房をそれぞれ１以上整備する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす使用者用便房（政令第14条第１項第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。		ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」を整備することとする。 ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の考え方も踏まえ、主たる経路に接続して車いす使用者用便房やオストメイト対応便房の個別機能に応じた専用便房を設置し、誰もが利用しやすい便所を整備する場合はこの限りではない。なお、この場合でも、便房内にベビーベッド・ベビーチェアを設置し、より幅広い利用が可能となるよう努めること。	公共的施設においては、みんなのトイレを設けること。 ・ みんなのトイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。（但し書き適用の場合も同じ）	図７
ア 出入口の構造	出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	図１
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、１の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。	・ 出入口の戸は、原則として引き戸とすること。 ・ 鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。	・ 便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとすること。 ・ ドアノックセンサーを設置すること。 ・ 施錠を示す色は、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどにすること。（赤と緑は見分けにくい）	１の項 P60参照
ウ 接続する経路	出入口は、主たる経路に接続すること。			図１
エ 便房の構造	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。	（腰掛便座） ・ 腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとすること。 （手すり） ・ 腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ・ 手すりは、握りやすいものとすること。 （洗面器） ・ 洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。手洗い器を便座から手の届く位置に設置することも有効である。 ・ 洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のけこみを設けること。 ・ 洗面所の水栓は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとすること。	（腰掛便座） ・ 温水洗浄便座を設置すること。 （背もたれ） ・ 便器の背後に背もたれを設けること。	図１

図1　みんなのトイレの整備例

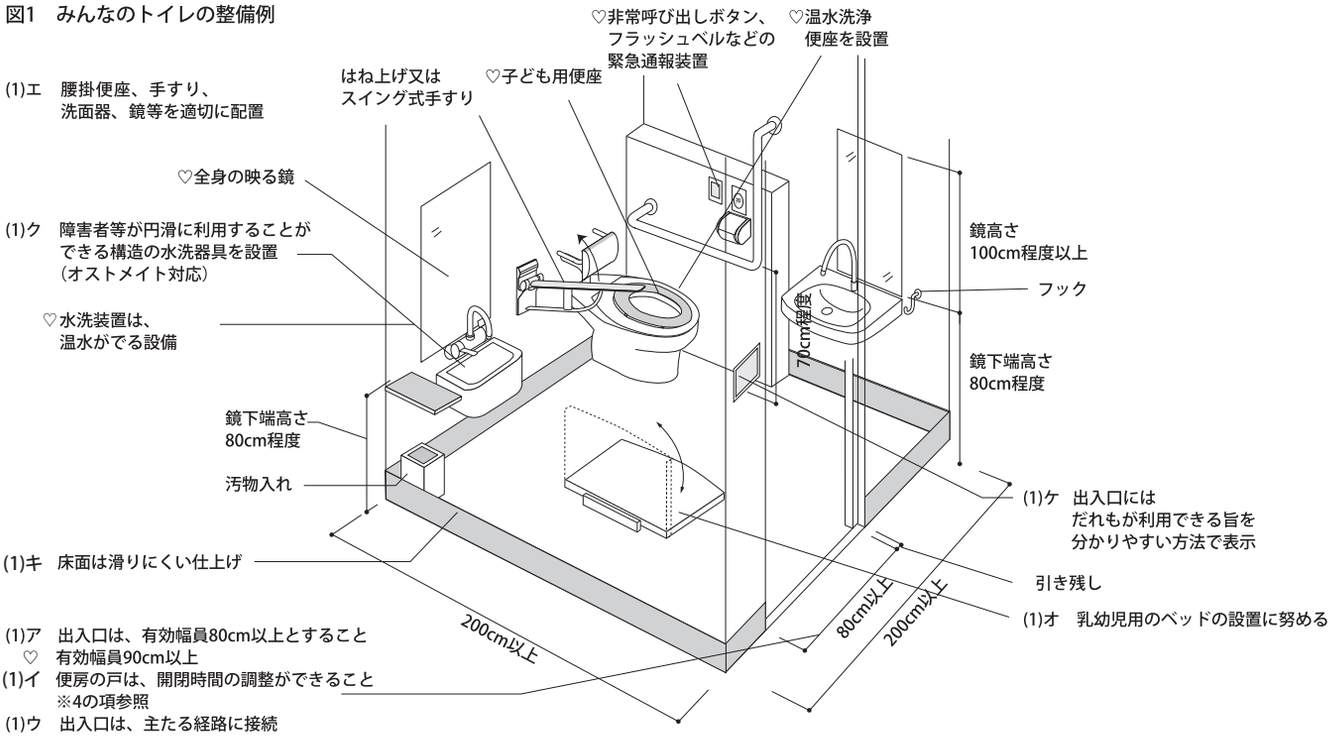

図3　みんなのトイレサイン例

図2　設備のレイアウト参考例

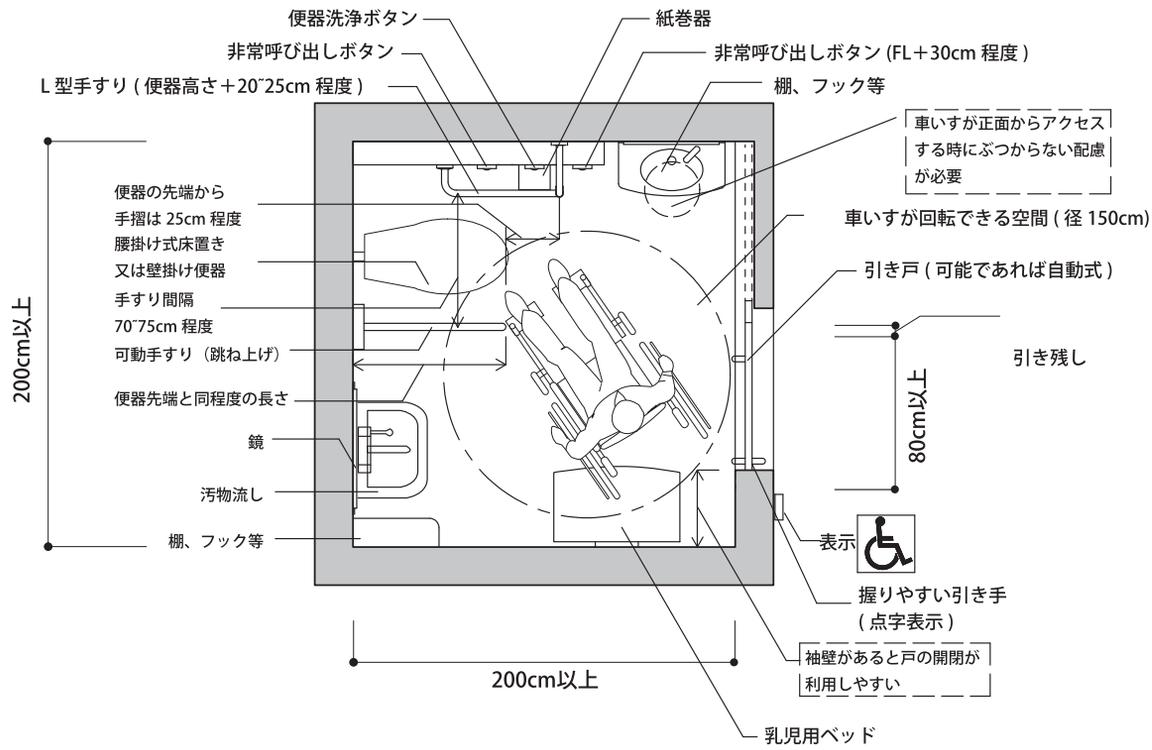

整　備　基　準		解　　説	望ましい水準	備　考
		（付属器具） ・　洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ・　ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 ・　便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、ＪＩＳＳ0026に基づく配置とすること。 ・　手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、１以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとすること。	（付属器具） ・　全身の映る鏡を設置すること。 ・　介護用のベッドを設けること。 （通報装置） ・　呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便房内に設けること。	
オ　乳幼児等の対応	乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。		・　便房内に子ども用の便器又は便座を併設すること。	図１ 写真１
カ　空間の確保	車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。	手動車いすで方向転換が可能なスペース（200センチメートル以上×200センチメートル以上）を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。		図２
キ　床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・　ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。		図１
ク　水洗器具	障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。	・　水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人口膀胱造設者）対応の設備である。 ・　既存建築物の改修以外は簡易型設備による対応は行わないこと。 ・　パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、またはこれにかわる洗浄装置を設置すること。 ・　洗浄のため温水がでるように努めること。 ・　大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。 ・　全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。		図１ 図６
ケ　出入口の表示	出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。		・　車いす使用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を点字等で表示すること	図１ 図３
⑵　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレ（⑴ただし書きの場合を含む。）のみで構成されているものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。		⑴のみんなのトイレ（ただし書きの場合を含む）が２箇所以上設置されている場合は、２箇所目については、⑵に定める構造の便所を整備したものとみなす。	・　公共的施設においてみんなのトイレ以外のトイレを設ける場合にあっては、それぞれの階に1以上を８の項⑵に定める構造とすること。	
ア　出入口の構造	便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・　便所内の通路等は車いす使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。	図10
イ　戸の構造	便所及び便房の出入口の戸は、１の項(2)エ(ｲ)に掲げるものであること。			１の項 P60参照
ウ　床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・　ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること		図10

図4　便所配置例

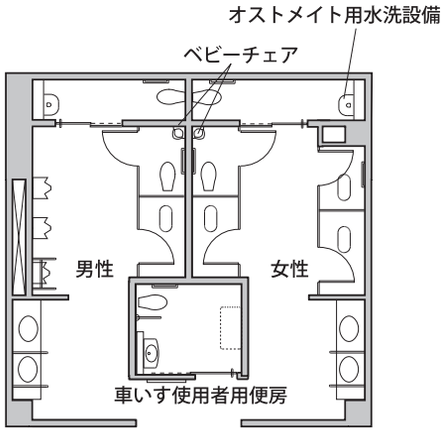

図5　背もたれ式水洗器具
（簡易タイプ）

図6　オストメイト対応例

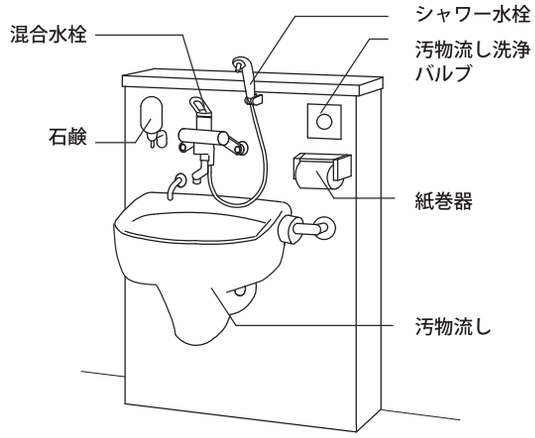

図7　個別機能に対応した便房配置例

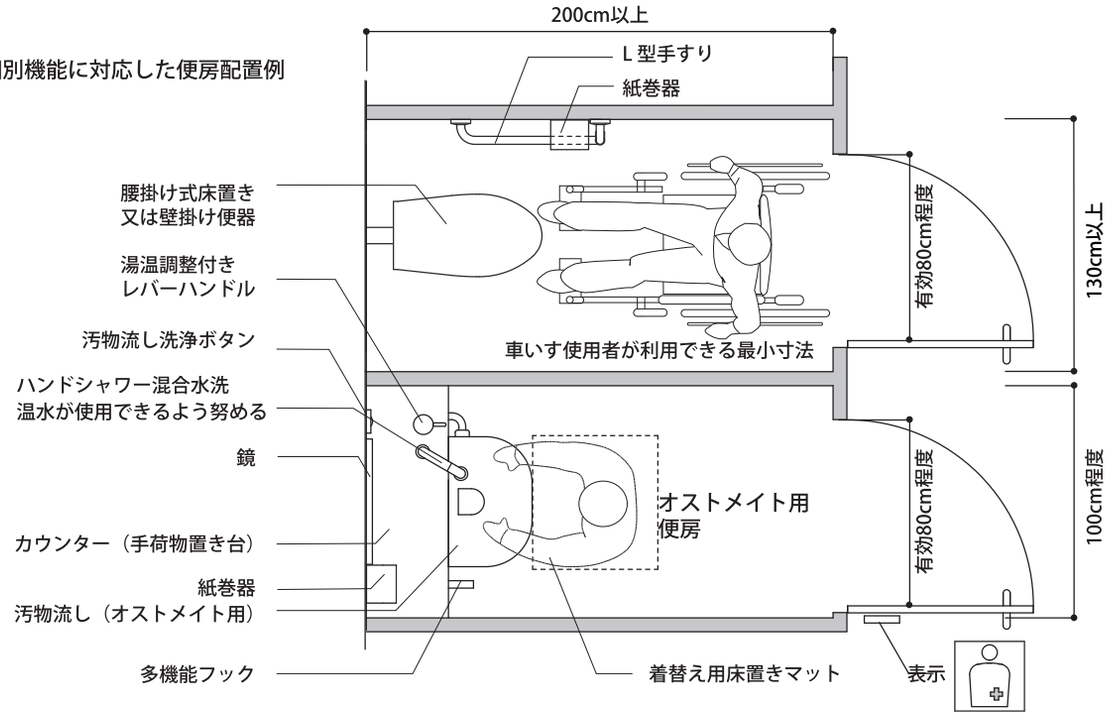

図8　オストメイト対応便房

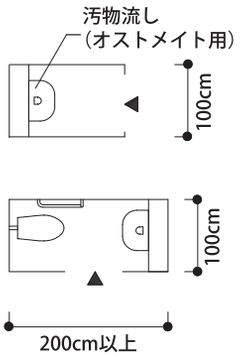

図9　車いす使用者便房（みんなのトイレ含む）のレイアウト例

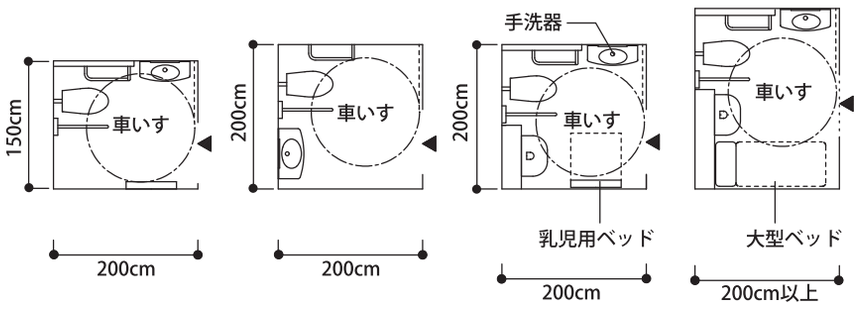

整　備　基　準		解　　説	望ましい水準	備　考
エ　便房の構造	障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(2)に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。		・　温水洗浄便座を設置すること。 ・　乳児用いす等を設置すること。 ・　呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ・　便器の背後に背もたれを設けること。	図10 図12 ４の項 P70参照
オ　男子用小便器の構造	男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。	・　手すり付き床置式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。 ・　小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。		図10
カ　洗面器の構造	障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。	・　洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ・　車いすでの使用に配慮し、洗面器の下部は床上65センチメートル程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75センチメートル程度とすること。 ・　洗面所の水栓は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとすること。		図10 図11

図10　みんなのトイレ以外のトイレの整備例

(2)エ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(2)に定める構造の出入口を設けた便房

♡ 温水洗浄便座

♡呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置

♡背もたれ

♡ 乳幼児用いす

(2)ア 80cm以上

(2)オ 35cm以下

鏡

(2)オ 手すり付きの床置式、壁かけ式の小便器等を設けること

(2)カ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ手すり及び鏡を適切に配置した洗面器

(2)ウ 床面は、滑りにくい材料で仕上げる

(2)ア 出入口は、有効幅員80cm以上とすること

図11　洗面器まわりの寸法例

鏡高さ100cm以上

80cm程度

洗面器下部高さ65cm程度

洗面器下部の奥行き45cm程度

図12　車いす使用者が利用できる最小寸法例

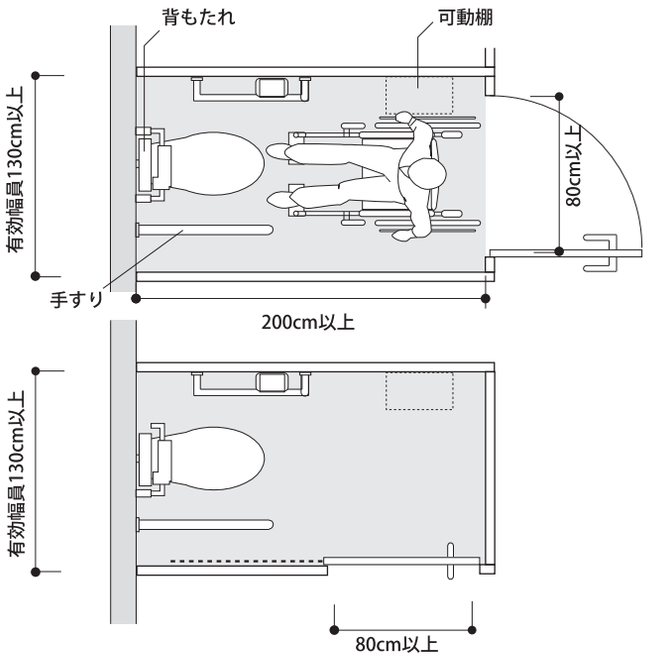

写真1　乳幼児用いす